

3-2-10 太陽光発電事業等を行う場合の確定申告について

Q 太陽光発電事業等を行う場合の確定申告について教えてください。

A 個人が太陽光発電事業（全量売電）を行う場合には、特殊な場合を除き、事業所得又は雑所得として申告をすべきこととなります。

事業所得となるか、雑所得となるかを判断する基準は、過去に資源エネルギー庁特設サイト「グリーン投資減税」に『フェンス等を設置しているとき、当該設備の周囲の除草を行っているとき、賃借した土地の上に設備を設置しているときなどには、一般的に事業所得になると考えられる』とされていました。現在は、このサイトは閉鎖されていますが、1千万円超の大きな投資であり、事業リスクもゼロではなく、外部委託によるかは別段として、相当の管理の労力も要します。野立ての太陽光設備であれば、事業所得として、申告をすべきものと考えられます。

(I)

解説

1. 確定申告の概要

個人は、前年において、控除額を超える所得が生じている場合には、原則として、その前年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得金額とそれに対する所得税額を、その年3月15日までに、所轄税務署に自己申告し、所定の時期までにその税額を納付しなければなりません。これが、個人の確定申告です。

ただし、1ヶ所からの給与所得のみの方（給与の年間収入金額が2,000万円以下の場合に限る）であれば、年末調整で、所得計算が終わるので、確定申告は不要になる等の諸ルールがあります。

2. 確定申告不要制度

1か所から給与の支払を受けている方（給与の年間収入金額が2,000万円以下の場合に限る）で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下の方であれば、所得税の確定申告は不要となります。したがって、お勤めをしながら、併せて太陽光業務を行う場合、太陽光業務の所得が20万円以下であれば、所得税の確定申告は不要ということになります。小規模な発電所の場合や、発電開始初年度は、確定申告不要となる場合が多いです。

ただし、太陽光に関して事業所得として申告をする場合で、その所得がマイナス（赤字、損失）となる場合には、給与所得の黒字と通算（相殺）ができるので、申告をすべきでしょう。なお、雑所得の損失は、他の所得との通算（相殺）は不可となります。

なお、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下の方であっても、同族会社の役員等で、その同族会社から貸付金の利子又は資産の賃貸料を収受している場

合には、確定申告が必要となります。

3. 青色申告及び青色申告特別控除

一定水準の記帳をし、その記帳に基づいて正しい申告をする人については、所得金額の計算などについて有利な取扱い（特典）が受けられる青色申告の制度があります。例えば、中小企業経営強化税制は、青色申告が要件となる青色申告の特典となっています。

また、青色申告の特典では、65万円の青色申告特別控除が大きいです。所得から65万円を限度に控除できるので、65万円の経費が上乗せされるイメージです。事業所得として認められ、かつ、申告時に貸借対照表も作成して添付する等所定の要件を満たす必要がありますが、低圧1基くらいの所得であると、所得が概ねなくなることも多く見受けられます。

雑所得の計算例

売電収入	220万円
減価償却費	△120万円
その他の経費	△20万円
<hr/>	
所得金額	80万円

事業所得65万円控除の計算例

売電収入	220万円
減価償却費	△120万円
その他の経費	△20万円
青色控除	△65万円
<hr/>	
所得金額	15万円

4. 申告について

現在、書面により申告書を提出する方法と、電子申告（e-tax）により申告する方法があります。電子申告（e-tax）による方法は、カードリーダーや住基カードなどが必要となりますが、慣れれば、税務署訪問や郵送の手間が省けて便利なので、ぜひ活用してみたいでしょうか。

5. 納付について

所得税の納付については、次の方法があります。

なお、税務署からは、申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知書等によるお知らせはありませんので、ご注意ください。

（1）納付書により金融機関で納付をする方法

（2）指定した金融機関の預貯金口座から振替納税をする方法

納付書による納付の期限は、申告期限同様の3月15日であるが、振替納税（自動引落とし）の方法を選べば、納付期限は、4月中旬となります。振替納税制度を選択するためには、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を納税の期限までにあらかじめ口座振替の依頼書を提出していただく必要があります。

（3）インターネット等を利用して電子納税する方法

電子申告をした際の送信情報等を用いてインターネットバンキング等により納税をする

方法です。

(4) クレジットカードで納付する方法

インターネットを利用して「国税クレジットカードお支払いサイト」から納付できます。手続の詳細内容は、国税庁 HP「クレジットカード納付の手続」をご覧ください。

6. 総括

太陽光設備の購入初年度は、難しい判断もあるため、税理士に申告を依頼することを強くお勧めします。ただし、数年後軌道に乗った後は、太陽光事業の利回りを良くするためにも、自身での申告するのも良いでしょう。